

○京丹波町地域包括ケア推進委員会設置要綱

平成17年10月11日

訓令第33号

(設置)

第1条 高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援の各サービスが、切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、総合的・効果的な取組を推進していくため、京丹波町地域包括ケア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び円滑な推進に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画の策定及び円滑な推進に関すること。
- (3) 高齢者施策の推進に関すること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業の基盤整備等の取組に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に規定する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等
- (2) 学識経験者
- (3) その他

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 委員会に部会を置くことができる。

(役員)

第6条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成27年訓令第6号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

○京丹波町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月31日
告示第30号

(設置)

第1条 京丹波町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な設置、運営及び適正な評価を図り、センターの公正・中立性を確保するとともに、包括的支援事業の円滑な実施を図るため、京丹波町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は次に掲げる事業を所掌する。

- (1) センターの設置に関すること。
- (2) センターの運営及び評価に関すること。
- (3) 地域における介護保険以外のサービスとの連携の形成に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会は、京丹波町地域包括ケア推進委員会（以下「包括ケア推進委員会」という。）委員をもってあてる。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は包括ケア推進委員会の委員長及び副委員長をもってあてる。
- 3 会長は委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、包括ケア推進委員会委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 会長は委員会を招集しその議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第65号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

○京丹波町地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月31日
告示第29号

(設置)

第1条 介護保険事業に係る地域密着型サービスの実施に関し必要な事項について協議し、当該サービスの公平かつ公正な運営の確保に資するため、京丹波町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域密着型サービスに関する次の事項について協議する。

- (1) 事業者の指定基準その他事業者の指定に関すること。
- (2) 介護報酬の設定に関すること。
- (3) 関係機関との連携に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び普及に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、地域包括ケア推進委員会（以下「包括ケア推進委員会」という。）委員をもってあてる。

(役員)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は包括ケア推進委員会の委員長及び副委員長をもってあてる。
- 3 会長は委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、包括ケア推進委員会委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 会長は委員会を招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第66号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。